

## 松本市教育大綱について

## 1 背景

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとなりました。

## 2 本市での対応

本市では、平成23年度に松本市教育振興基本計画（及び基本構想）（平成24年度～平成28年度）を策定していたことから、平成27年度の総合教育会議において、松本市教育振興基本計画（及び基本構想）を「松本市教育大綱」に位置付けることとしたものです。

## 3 次期教育大綱について

本市では、現在、次期総合計画（基本構想2030、第11次基本計画）の策定を進めていることから、それに合わせて、教育大綱を策定するものです。

また、令和3年度末に策定予定の第3次松本市教育振興基本計画（及び基本構想）は、教育大綱を反映し、策定作業を進めます。

## 4 松本市教育振興基本計画の策定経過及び予定

H24. 3 松本市教育振興基本計画（及び基本構想）策定

29. 5 第2次松本市教育振興基本計画策定

R 4. 3 第3次松本市教育振興基本計画（及び基本構想）策定予定

## 5 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。